

事務所だより

令和5年10月号



安藤社会保険労務士法人
Ando Labor and Social Security Attorney Corporation

こんにちは。ようやく猛暑が去りつつあり、秋の風が心地よく感じられる季節となりました。私自身も、朝の途中駅で降りて事務所までのウォーキングを再開しました。一日のスタートに、いろいろ歩きながら考えることができて良いものです。さて、今月よりインボイスに対応するために、請求書のフォームを新しいものに変更いたしました。今後は、各請求書の管理がこれまで以上に重要になりそうです。新しいフォームの請求書がお手元に届いた際には、何かご不明点やご質問がありましたら、どうぞお知らせください。また、10月に入りますと、早くも年末調整に関するセミナーが多く開催されます。年末調整は個々の状況によって複雑な場合も多いのですが、この数年で年末調整にかかわる様々なクラウドシステムの利用メリットは確かに感じられるようになりました。一年があつという間に過ぎていくような感じがしますが、今月もどうぞよろしくお願いいたします。 安藤

【Contents】

- ビジネスケアラーに対する支援
- 企業防災について
- Q&A:2023 最低賃金について
- 事務所スタッフより

1. 両立支援

ビジネスケアラーに対する支援

高齢化や生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が続く中で、ビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）の数は増加傾向にあり、介護に起因した労働総量や生産性の減少が懸念されております。

介護と仕事の両立実現に向けては、職場・上司の理解が不足していることや、両立体制構築に当たっての初動支援が手薄いこと、介護保険サービス単体ではカバー範囲が限定的であること等が課題として挙げられ、従業員個人のみでは十分な対応が困難な状況です。

本稿では、日本でのビジネスケアラーの人数推移を解説するとともに、企業が行える仕事と介護の両立支援について、ご紹介してまいります。

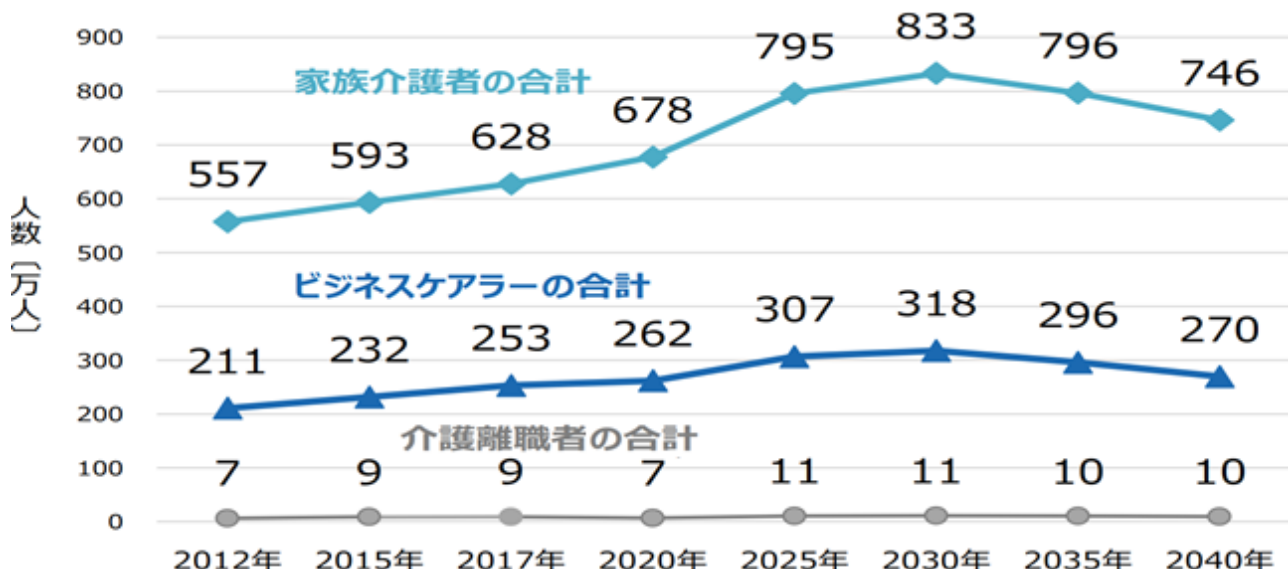
1. ビジネスケアラーなどの推移

2030年には家族介護者833万人に対して、その約4割（約318万人）がビジネスケアラーになるとされています。また、ビジネスケアラー発生の労働生産性損失や離職に伴う経済損失額は、約9兆円に上ると推計されています。

政府は2016年に「介護離職者数ゼロ」を掲げ、「介護離職の防止」に対する取り組みが進められてきました。しかしながら、2020年時点でビジネスケアラーは介護離職者に対して37倍超の人数があり、深刻な問題となっていることが見て取れます。

■家族介護者・ビジネスケアラー・介護離職者の人数の推移

※経済産業省「家族介護者・ビジネスケアラー・介護離職者の人数の推移」



2. 仕事と介護の両立支援

2017年の法改正で、介護休業制度の見直しなどが行われ、介護離職者数は大きく増加することなく推移しています。一方で、在職しているがゆえ問題が見えづらいビジネスケアラーに対し、フォローが行き届い

ていない状況が生まれているのではないのでしょうか。

企業としては、従業員にヒアリングなどを行いながら、以下のような法定の介護支援策の推奨や、必要に応じて法定外の支援策を検討すること、職場内での理解と助け合いを促していくことが肝要です。

■育児介護休業法に基づく介護支援

介護休業	対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割で休業を取得できる。
介護休暇	介護や世話をするために、年5日(対象家族が2人以上の場合は、年10日)まで、1日または時間単位で休暇を取得できる。
所定外労働の制限（残業免除）	介護をするために申請した場合、所定外労働を免除しなければならない。
時間外労働の制限	介護をするために申請した場合、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をさせてはいけない。
深夜業の制限	介護をするために申請した場合、深夜に働かせてはいけない。
短時間勤務等の措置	短時間勤務制度、フレックスタイム制度、時差出勤の制度、介護費用の助成などの措置を講じる。

3. さいごに

前述の通り、今後ますますビジネスケアラーが増加することが想定されており、看過しては生産性の低下、ひいては介護離職に至る可能性もあります。これは、企業にとっても労働者にとっても不幸でしかあり

ません。

高齢化が進展するこれからの時代を見据え、皆が介護を行う当事者になり得るという可能性について認識を共有しながら、ビジネスケアラー対策を行うことが求められています。

2. 労務管理

企業防災について

1923年9月1日に「関東大震災」が起きてから、今年でちょうど100年となりました。その間にも、日本では多くの震災や台風、豪雨等の災害に見舞われております。

企業は、事業活動を行うことのみならず、このような災害から従業員や顧客を守る対策を講じること、事業の継続や早期復旧ができる体制を整えること、加えて地域に貢献することなどの役割も求められています。

本稿では、企業防災の目的と事業継続計画（BCP）の役割について、ご紹介してまいります。

1. 企業防災とは

企業防災とは、企業が事業活動を持続するために必要とする防災対策のことです。以下にその目的についてご紹介いたします。

①従業員や顧客の命と安全を守る

事業活動を行っていくうえで、密接に関わっているステイクホルダーである従業員や顧客を守るため、防災マニュアルの策定、それに基づく訓練や有事の備蓄などを行うことが求められます。

②二次災害の防止

災害後、業務の早期再開に向け、想定される二次災害(社屋倒壊、ライフライン断絶、サーバーやデータの損壊等)を最小限に食い止めるための対策を講じることが望まれます。

③事業の継続

災害の影響による事業縮小や倒産といった事態を避けるためには、平常時から事業継続のための計画を周到に準備し、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。

④地域貢献

災害時に、避難場所、水・食料等の備蓄品、重機・資器材などを必要に応じて提供支援することは、非常に価値の高い地域貢献となります。

2. 事業継続計画（BCP）

事業継続計画（BCP）は「Business Continuity Plan」の略で、災害など不測の事態が発生しても、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

BCPを策定していくには以下のような流れで進めていきます。

①基本方針の策定

「何のためにBCPを策定するのか?」、「BCPを策定・運用することによってどのような意味合いがあるのか?」を検討し、基本方針を決める。

②重要商品の検討

限りある人員や資機材の中で優先的に製造や販売する商品・サービス（以下、重要商品という）をあらかじめ取り決めておく。

③被害状況の確認

災害等により会社が受ける影響のイメージを持つ。

●影響を受ける事柄例

インフラへの影響⇒ライフライン、情報通信、道路、鉄道
会社への影響⇒人、情報、物、金

④事前対策の実施

重要商品を提供し続けるために必要な、製造や販売に携わる従業員や機械設備等、様々な経営資源（人、物、情報、金等）を確保するための対策（事前対策）を平常時から検討・実施する。

⑤緊急時の体制の整備

実際に災害等が発生した際でも、事業継続のために適切な行動ができるよう、緊急時の対応とその責任者を整理する。

⑥BCPの定着（社内教育活動の実施）

従業員にBCPの内容やBCPの重要性を理解してもらうために、社内における教育活動を実施する。

⑦BCPの見直し

常にBCPの内容を現状に見合ったものとしておくために、必要に応じBCPの見直しを行う。

3. さいごに

以上、望まれる防災対策について記述してきましたが、特に企業と従業員との関係性においては、法令に基づいた安全対策が必要となってきます。

労働契約法第5条では「労働者への安全の配慮」が義務づけられており、労働安全衛生法では、全体にわたって労働災害の防止に対する責務について綴られています。このような法的責任を認識して、防災対策を実施することが企業には求められています。

関東大震災から100年となる節目の年に、今一度適切な防災対策が講じられているか、確認してみたいかがでしょうか。

Q & A



Q. 「2023 最低賃金」の概要を教えてください。

A. 厚生労働省は、8月18日、全国すべての地方最低賃金審議会で令和5年度の地域別最低賃金の改定額を答申したと発表しました。

47都道府県の引上げ額は39～47円で、改定後の全国加重平均額は43円（4.47%）上昇して1,004円になります。

上昇額は「目安」制度の創設以降で最も高く、24県で中央最低賃金審議会が示した「目安」を上回りました。

改定後の最高額は東京の1,113円で、愛知、京都など5府県が新たに1,000円を突破します。

最低額は岩手の893円で、最高額に対する比率は80.2%。

改定額は10月上～中旬に発効します。

☆事務所スタッフより☆

今年も残すところ3か月となりました。

この時期は年末年始の旅行の計画を立てたり、予約をする方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

私は昨年末に台湾へ行ったのですが、最大の目的は台北 101 という超高層ビルから打ち上げられる年越し花火を見る事でした。この日は台湾各地からはもちろん海外からも人が集まるため、かなり混雑します。

夕方からは交通規制がかかり車では近くまで行けない、風上側から見た方が良く、12/31のMRT（電車）は24時間稼働する、駅構内のトイレは混雑するため早めに済ませておく、穴場はここ。などネットでいろいろな情報が載っていたのでとても参考になりました。

打ち上げ時は小雨が降ったり止んだりでビル上層階には薄く霧がかかっていましたが、それはそれで幻想的で良かったです。年末といっても気温が15度ほどだったので、体が冷えるという事もなく花火を楽しめました。



当時はコロナ規制が若干残る中で、桃園空港で配られた検査キットで陰性を確認してから観光でした。それも一つの思い出となり、思い切って計画して良かったな、と思いました。

（千葉）

秋ですね。今年は残暑が厳しく日中は季節の移ろいを感じづらい日も多いですが、夜になると虫の声が響いてすっかり秋めいてきたな～と感じております。

秋といえば、食欲の秋、読書の秋、運動の秋…色々ありますが、皆様はどんな秋になりそうでしょうか。私は、読書の秋にしたいなと思っております。

先日、学生時代に読んでいた京極夏彦さんの百鬼夜行シリーズ新作が発行されたからです。新刊が出ることを知った時は、新刊！？何年ぶり？？と驚きました。信じられなくて、フェイクニュースかと疑ったくらいです。

ですので、本屋で実物を見たときは、おお…本物だ…と平積みされている本を感動して眺めてしまいました。

ちなみに、なんと前作から17年振りの新刊だそうです。（短編集と外伝がその間に発行されてはおりますが）。生まれたての赤ちゃんが、来年には成人している年齢になってしまう年月ですね…。

しっかり購入して、鞆に入れて日々持ち歩いているのですが、何故だか緊張してしまって、まだ読み始められていません。これが17年の重みでしょうか…。

小説に対して、楽しみすぎて緊張する～！！は本当に久しぶりの気持ちなので、もう少し味わってから、今秋の楽しみとしてゆっくり読み進めたいと思います。

（野村）

104-0033

東京都中央区新川 1-10-10

とらい館 3階

安藤社会保険労務士法人

TEL 03-6206-2320 FAX 03-6206-2321

URL <http://ando-sr.jp>

e-mail ando@ando-sr.jp